

# 児童手当現況届について

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し(前年の所得、児童の養育状況など)、6月分以降 の児童手当の支給の可否を審査するものです。**現況届の提出は、原則不要です。** 

#### 現況届の提出が必要な方

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と実際の居住地が異なる方
- ・協議離婚中で配偶者と別居している方
- ・未成年後見人
- ・その他、状況を確認する必要がある方
- 現況届の必要な方には、5月下旬に現況届を送付しています。

現況届が届いた方は、6月30日(金)までに現況届を提出してください。現況届の 提出がない場合は、6月分以降の児童手当の支払いをすることができません。

提出書類 現況届、受給者本人の健康保険証の写し

会委

受員会の設置なる。○坂町議会広知

及び

委員 查

報調

特

にゆ出

す

て、

中

と川選

5

か

Ġ

任

の

つか

たす

もる

のこ

の別

委員長

安竹

正

正 和

号一般

会

予 5

**受付場所** 役場民生課、横浜ふれあいセンター、小屋浦ふれあいセンター

**問合せ** 役場民生課 ☎820-1505

(の選任に)坂町総務 委 委 副 安 員 員 長 つ厚 折縫向奥中 縫向奥中安**い** 部田村川竹**て** い生 委員 冨ゆ

逸清士か正

一雄り

中奥川

ゆ富

委 委 委 委 副

縫 池 向部 脇田

智繁逸雅清か士

を

万

億 歳 6

入

歳

す

範都彦一り雄

円総追予経 **計**〇 と額加算費物**補令** 

し、にと価

6 し高

千ま要

円

千のをのる

です

5年度坂町 5年度坂町

折 岡中 村

た。出議員におり、 が よ **の** 選り、選 出 挙 奥に さ れ村 つ ŧ () し富て

した案件が可会(臨時会) ○ た た輔 #議員が選出さ投票により、!! 投票により、!! -が可 開会、 T H 会され、 回切 決され、 さ つ れ本 ~ 1 ŧ て ŧ し英

会運 つ 営委 中 1 て ゆ

安 光竹 岡 池 向 末 脇 田 吉 員会委 美里 雅 清 彦 一 克巳 正 か IJ

0 出 同 議意坂 さ れ村 ŧ しませ た。 雄 議 の 選

て協○麻・ 会委員でする。 の地 選区 出水 に道 が つ整

い備

議名 員 貝が選出 出 より さ 1 ŧ 選医 挙 療 竹

い連島 て議会議員の県後期高は (議員 の者

報 借

議

会

( 令臨 和 令

9 町

委委 員長

喬

英輔

た。正

案 日 議

岡池柚村脇木

繁 雅範 彦

5年第5

委員長 坂町産業 産業文 に つ (教委

川 末 光本 吉 岡 克 美巳 里 会委

> に広〇 つ域広

# 犬や猫を飼っている方へ





動物を飼う人には、自分のペットに対する愛情はもちろん、隣人など周囲に対しての思い やりも必要です。そのためには、飼主としてのルールやマナーを守りましょう。

## 犬や猫による「迷惑」について

動物に愛情を注ぐことは、非常に良いことです。しかし、無責任にエサを与えていると、 野良犬、野良猫がその場所に集まり、フンをしたり、ごみを荒らしたりします。世の中には 犬や猫が好きな人たちばかりとは限りません。また、飼い主のいないかわいそうな子犬、子 猫をますます増やしてしまい、結果的に地域の方々に迷惑をかけることになります。エサを 与えるのなら責任を持って飼いましょう。

### 飼主はルールとマナーを守りましょう

- ○道路・公園はみんなのものです。フンの後始末は責任をもって行いましょう。
- 〇生活環境を守り、他人に危害を加えたり、迷惑をかけないように配慮しましょう。
- ○動物の本能や習性、生理をよく理解し、正しくしつけましょう。
- ○犬の放し飼いはやめ、散歩の際は必ずリードを使いましょう。
- ○飼い犬・飼い猫のしるしとして首輪をつけましょう。
- ○犬は登録をし、毎年Ⅰ回狂犬病予防注射を受けましょう。

問合せ 役場環境防災課 ☎820-1506



# 令和4年度 住民基本台帳閲覧状況

**国または地方公共団体**(住民基本台帳法第11条第3項に基づく公表分)

番号	閲覧年月日	閲覧委任者	閲覧請求者	閲覧事由の概要	閲覧範囲
I	令和4年 9月7日	広島県	広島県	歯科保健実態 調査	小屋浦三丁目5~6番 に住む15歳以上の男女 50名

### 個人または法人(住民基本台帳法第11条の2第12項に基づく公表分)

番号	閲覧年月日	閲覧委任者	閲覧請求者	閲覧事由の概要	閲覧範囲
I	令和4年 5月6日	上條地区 住民福祉協議会	上條地区 住民福祉協議会	上條地区 ふれあいサロン 事業	昭和32年4月2日から 昭和33年4月1日生の 上條地区男女
2	令和4年 8月31日	植田地区 住民福祉協議会	植田地区 住民福祉協議会	祝金配布	植田地区75,80,85,90,95,100歳の男女
3	令和4年 10月20日	独立行政法人 労働政策研究・ 研修機構	株式会社 日本リサーチ センター	子どものいる世 帯の生活状況お よび保護者の就 業に関する調査	植田二四日、 四丁目、 四丁目、 四丁目、 世四二日 一四丁目、 横浜中一目、 横浜西丁目、 横浜本丁目、 が18歳 でででいる世帯